

平成26年7月18日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 子ども・子育て新制度に向けた取組について ●

～内容～

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき新たな支援制度であり、増税された消費税を財源に、より子どもを産み育てやすくする環境を作ることを目指そうとするもの。

～質疑～

問：内閣府に一元化された子ども・子育て新制度の目的は何か。何を目的にして幼保一元、いわゆる幼稚園児を就学前児童という位置付けで実施していくのか。

答：国は、消費税の増税部分を子育て支援に投入して、子育て支援をさらに充実していくという考えを持っている。その中で、特に就学前の子の幼児教育と保育を量的な問題も質的な問題も含めて充実をさせていくというのが国の考え方である。

1点目は、待機児童の解消のため、保育量を確保しなければいけないということであり、これまで、潜在的なニーズは放置されていたが、今回導入する保育の必要性の認定制度あるいは計画を策定することによって、潜在的なニーズもあぶり出して、本来に必要な保育量、これを市町村が責任を持って確保していくこと。

2点目は、施設型給付ということで給付が一本化される。現物給付の形になるので、認定を受けられた方は、この給付を得る権利がある。市町村としては量を確保する責任が強まること。

3点目は、市町村が実施主体として多様なメニューを用意して、地域の実情に合った子育て支援を供給していくことが実現可能となること。
などが挙げられる。

問：清音幼稚園が認定こども園に移行していく予定とのことだが、具体的にはどうか。

答：清音幼稚園では、今後保育士と幼稚園教諭の免許を両方持つ保育教諭とが、保育と学校教育を担っていくようになる。

また、現在、幼稚園については学校教育要領で、保育所については保育指針に基づいて日々保育教育をしているが、今後は認定こども園保育要領に一本化され、今後はそれに基づき学校教育と保育に当たることになる。

問：放課後児童クラブに入れないうちが多いが、今後どのように対応していくのか。

答：学校の施設の活用、長期休暇中でのクラブの開設、学区外利用の推進の3点の方策を検討している。

問：子どもの貧困に関して、保育園や学童保育の利用状況はどうか。貧困者が利用できない実情を把握しているか。

答：保育所については保護者の所得に応じた保育料になっている。保育所に関しては、貧困だから通えていないということは考えられないと思う。

学童保育については、所得には関係なく負担が生じるので、利用料が払えないから行かせられないという方がいるかもしれない。実態は捉えられていない。

問：確保すべき保育量と方策について、確保すべき保育量というのは、これは5年間で90人という認識でよいか。

答：90人という人数については、実際に認定を受けられる人を見て、毎年見直しをしていく。確保方策については、現在計画の中で検討している。

● 総社市市民提案型事業（平成26年度事業）について ●

～内容～

平成26年度から制度が始まった市民提案型事業について、募集から選考方法、選考結果、各団体の事業内容の状況について調査を実施した。

・ 議会報告会での意見について

～内容～

平成26年5月17日及び18日に開催された議会報告会において、市民からいただいた意見のなかで、本委員会に関する意見について調査を行った。

～意見と調査結果～

意見①：福祉に関するリフォームのことで、補助金が多すぎるのではないかと業者が儲け過ぎているのではないかと。〈山田分館〉

総社市の場合、県の基準に沿っての助成金額がありますが、他市と比べても決して高いものではない。業者がもうけ過ぎているのではないかとということも、施主と工事を請け負う会社とのお互いに見積りをした後、お互いの納得もとの金額であるので、行政や議会の方が立ち入る話ではないのではないかと。

以上の点を確認した。

意見②：商店街にレトロの防犯灯をつけると聞いているがどうなっているのか。〈総社分館〉

「デザイン等を検討中であるが、計画、設置を目指している」との確認を行った。